

萩市地域公共交通会議設置要綱

(目的)

第1条 市は、次に掲げる事項を協議するために萩市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

- (1) 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第5条第1項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「計画」という。）に関すること。
- (2) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要なこと。
- (3) 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、有償運送の適正な運営の確保を通じ、住民の福祉の向上又は交通空白地域の解消を図り、公共の福祉の増進を図るため、福祉又は交通空白地有償運送の必要性、その他自家用有償旅客運送の適正な運営の確保のために必要となること。

(協議事項)

第2条 交通会議は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 計画の策定及び変更の協議に関すること。
- (2) 計画に位置づけられた事業の実施に関すること。
- (3) 計画の達成状況の評価に関すること。
- (4) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。
- (5) 道路運送法第79条の規定に基づき、自家用有償旅客運送の登録等を申請する場合における運送の必要性、旅客から収受する対価に関すること。
- (6) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認めること。

(委員)

第3条 交通会議の委員（以下「委員」という。）は、別表に掲げる者とする。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。
- 4 委員は、協議事項に応じて会長が招集するものとする。

(交通会議の運営)

第4条 交通会議に会長を置き、萩市長又はその指名する者をもって充てる。

- 2 交通会議に副会長1名及び監事2名を置き、委員の内から会長が指名する。
- 3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 5 交通会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 6 交通会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

- 7 交通会議は、原則として公開とする。
- 8 交通会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して資料を提出させ、又は交通会議への出席を依頼し、意見・助言等を求めることができる。
- 9 交通会議の庶務は、萩市商工観光部商工振興課において処理する。
- 10 地域公共交通に関する相談、苦情、その他に対応するため、以下の連絡・通報窓口を定めるものとする。

(地域公共交通に係るご相談又は通報窓口)

萩市 商工観光部 商工振興課

連絡先：TEL 0838-25-3583

FAX 0838-25-3420

(協議結果の取扱い)

第5条 交通会議において協議が調った事項について、委員はその結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(幹事会)

第6条 交通会議は、申請内容その他交通会議の運営に当たって必要な事項を処理するため、幹事会を置くことができる。

2 幹事会は、委員その他交通会議が必要と認めた者を幹事会の委員とする。

3 幹事会は、必要に応じて、関係者を招集し意見を聴くことができる。

(分科会)

第7条 第2条第1号から第8号に掲げる事項について、専門的な調査・検討を行うため、必要に応じ、協議会に分科会を設置することができる。

2 分科会の組織・運営、その他必要な事項は、会長が別に定める。

(経費の負担)

第8条 協議会の運営に要する経費は、市負担金及び国庫補助金等をもって充てる。

(報償及び費用弁償)

第9条 委員が交通会議に出席したときは、報償及び費用の弁償を受けることができる。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年7月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年11月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年8月25日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年2月3日から施行する。

別表（第3条関係）

第2条第1号、第2号、第3号に関する事

萩市長又はその指名する者
中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者
社団法人山口県バス協会
住民又は利用者の代表
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
道路管理者、港湾管理者、山口県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者
鉄道事業者代表又はその指名する者
一般旅客定期航路事業者代表又はその指名する者

第2条第4号、第5号、第6号に関する事

萩市長又はその指名する者
中国運輸局山口運輸支局長又はその指名する者
一般乗合旅客自動車運送事業者
一般乗用旅客自動車運送事業者
社団法人山口県バス協会
住民又は利用者の代表
一般旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体
関係特定非営利活動法人等の団体の代表又は組織する団体の代表
道路管理者、山口県警察、学識経験者その他の交通会議が必要と認める者